

児童相談所業務の奈良市への移管について

1 奈良市児相設置（令和4年4月1日）にかかる奈良市設置条例について

9月30日に定例市議会で可決。

2 児相業務等の奈良市への移管準備について

○業務移管により県民が不利益を被ることなくスムーズかつ適切な運営を援助するため、県と奈良市で5つの小P Tを立ち上げ本年7月から業務引継方法の詳細検討を実施。

※小P Tにおいて引継事項検討

- ①児童福祉司、②児童心理司、療育手帳、③里親、④一時保護所、⑤措置費、本課業務

○本年10月より翌年3月にかけて、奈良市職員を県併任職員として中央こども家庭相談センターで受け入れ、業務をとおして引継実施。

【引継を行う業務概要】（引継ケースは、中央児相所管の概ね3割程度）

- ・10月から、現在進行中約150～200ケース、終結分約3400ケースの確認作業実施。
- ・12月から、施設入所、里親委託約100ケースの方針等協議実施。
- ・翌年1月から、入所児童約100ケースの家庭・施設訪問、在宅指導約50～100ケースの方針等協議、委託児童なしの市内里親約20ケース訪問実施。
- ・2月から、在宅指導を行う家庭約50～100ケースの訪問、委託児童ありの里親約10ケースの訪問実施。
- ・3月から、一時保護児童と関わり、対応引継を実施。

【受け入れをする奈良市職員】

- 児童福祉司：6名（令和3年10月～5名、令和4年1月～1名）
- 児童心理司：2名（令和3年10月～2名）
- 里親担当職員：1名（令和4年1月～1名）
- 一時保護担当児童指導員：1名（令和4年3月～1名）